

# 令和7年12月25日実施 隨時監査結果報告

守口市監査委員

## 1 監査の概要

### (1) 監査の種類

財務監査（隨時監査）

### (2) 監査の期日

令和7年12月25日

### (3) 監査の対象期間

令和6年4月から令和7年3月

### (4) 監査の対象

- ・総合窓口課（社会保障・税番号制度システム整備（住民票振り仮名対応））
- ・人権市民相談課（弁護士による無料法律相談業務委託契約）
- ・子育て支援政策課（もりぐち児童クラブ事業入会児童室業務委託）
- ・環境対策課（犬の登録管理システム端末及びサーバー更新業務委託）

### (5) 監査の実施方法

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、関係書類（支出負担行為伺書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

## 2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

### （総合窓口課）

- ① 契約書において、受注者は「別紙記載の契約金額内訳書に定める当該完了月分の契約金額の支払を発注者に請求することができる」と規定されているが、契約書に契約金額内訳書が添付されていなかった。

### （人権市民相談課）

- ① 検査調書に誤った支払金額が記載されていた。

(子育て支援政策課)

- ① 仕様書において提出することとされている「経営状況報告書」が提出されていなかった。

(環境対策課)

- ① 文書保存種別の標準規程において、「契約に関するもの」は5年保存を標準とすると規定されているが、実施起案、契約締結起案及び検査調書作成起案が3年保存とされていた。